

序章 計画の概要

1 宇部市の緑化の取り組みと指針の目的

宇部市は、戦後復興や脱公害を目指し積極的な緑化に取り組み、公園の整備や道路に多くの木を植え、自然樹形を基本とした樹木管理により、緑豊かな都市景観が形成されました。

しかしながら、樹木管理に必要となる費用は、建設労働者の人件費の上昇や樹木の大型化などによって年々増加しており、適切な管理にとって財源確保が大きな課題となっています。

また、環境の変化に影響を受ける植物にとって、近年の温暖化による気温上昇と地表面近くの土中の温度の上昇や乾燥、台風の大型化など厳しい生育環境に変化し、健康状態が低下した街路樹が発生しています。

このことから、本計画では先人が築いた都市緑化の精神を引き継ぎ、豊かな緑と街並みが調和した都市景観の保全と持続可能な樹木の適切な維持管理を行うため、新たに都市の樹木管理に関する指針を策定します。



常盤通りの復興作業

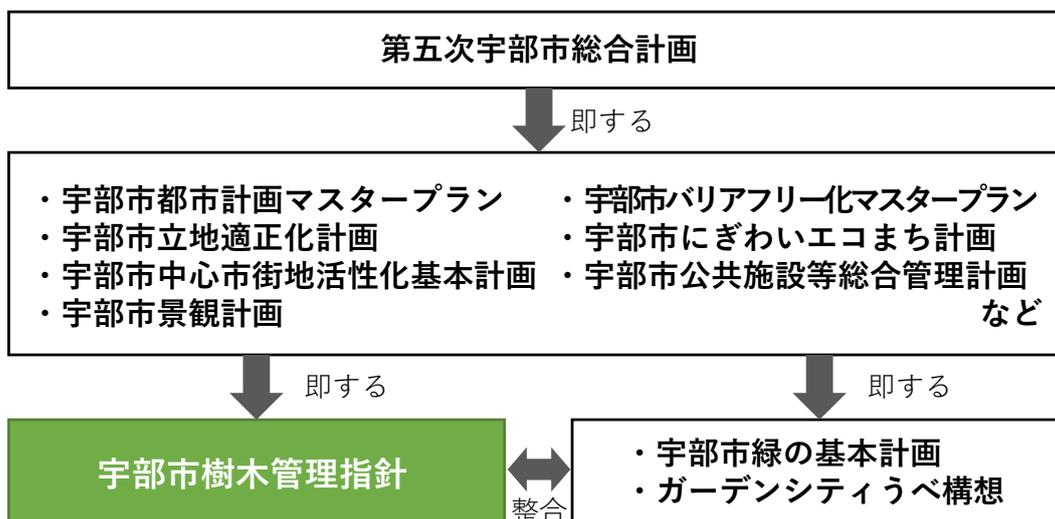


宇部市の街路樹

2 計画の位置づけ

本計画は、「第五次宇部市総合計画」や「宇部市都市計画マスタープラン」、「第三次宇部市環境基本計画」等に即するとともに、「宇部市緑の基本計画」や「ガーデンシティうべ構想」と整合を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



3 上位・関連計画との調和

本計画と関連し調和を図る主な上位・関連計画の概要を以下のとおり示します。

① 第五次宇部市総合計画（基本構想：R4 年度～R13 年度、前期実行計画：R4 年度～R8 年度）

総合計画は、市政運営の基本となり、まちづくりを計画的・効率的に推進する最上位計画で、まちづくりの基本理念や将来都市像、これらの実現に向けた基本的施策など宇部市の進むべき方向性を示しています

施策5-7 「活力ある都市空間の整備」

○基本方針（前期実計 P104）

「市街地において、歩いて暮らせる良好な居住環境の整備を進めるとともに、多世代が交流する賑わいの拠点づくりなど、多くの人を訪れたいくなる快適で潤いがある都市空間の形成を図ります。」

○施策 5-7 活力ある都市空間の整備（前期実計 P105）

施策の主な内容③ 「快適で潤いのある緑地空間の創出」

「中心市街地において、四季折々の花が咲く、魅力あるまちづくりに、市民協働で取り組みます。また、市民ニーズを取り入れた遊具等の更新を実施し、都市公園の魅力向上にも取り組みます。」

② 宇部市都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月）

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、適切な都市づくりを進めていくために策定されたもの

都市づくりの目標：4.2.3 宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり（P45）

方針2 緑と花と彫刻が彩る景観をつくる（景観形成）（P47）

○3つの施策

1. 花や彫刻、工場景観等特色ある景観の創出
2. 市街地内の緑化の推進・保全
3. 水と緑のネットワークの形成

③ 宇部市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化の進行による様々な課題に対応するため、利便性の高い集約型のまち「多極ネットワーク型コンパクトシティ」への転換と、誰もが安心して生活できる「地域支え合い包括ケアシステム」の強化を図り、「地域共生のまちづくり」の推進のため策定した計画

1 誘導施策（P46）

1-1 都市機能誘導に係る取組

施策の方向性：多様な世代が交流し、都市の中心としてのにぎわいづくり

施策 1-1：都市基盤づくり

- ・市街地周辺は、真締川公園などと一体的に整備し、ガーデンシティにふさわしい魅力ある緑地・交流空間の創出を図る。

④ 宇部市景観計画

積極的に総合的景観施策を展開する区域を景観計画区域として定め、建築物の新築等の行為について届出義務を課し、景観に影響を及ぼす場合は勧告を行いながら規制誘導による景観形成を図る計画

○基本理念（P3）

『恵まれた自然と歴史・文化を活かし、「緑と花と彫刻」の似合う都市景観づくり』をテーマに基本方針を位置づけ、景観法の目的及び基本理念を踏まえ、宇部市を市民一人ひとりにとって親しみと愛着のある街となるよう、それぞれの地域の実態や特性に応じた、宇部市らしさのある良好な景観形成を図る

○基本方針

- ・ 培われた緑・花・彫刻運動を継承・育成する
- ・ 地方中核都市にふさわしい中心市街地景観をつくる

○2. 良好な景観の形成に関する方針（P43）

◇景観形成の目標

「賑わいと潤いが調和し、宇部の顔となる“緑の生活都心”景観の形成」

◇景観形成の基本方針

1. 中心部の景観の骨格となるシンボル景観を形成します。
2. 調和とまとまりある市街地の景観を形成します。
3. 緑と花と彫刻による潤いのある市街地の景観を形成します。

○ゾーン別景観形成方針

① シンボルゾーン

◇シンボルとなる通り景観を形成するゾーン

対象地区：シンボルロード(常盤通り及び平和通り)沿道地区、
市道宇部新川駅通り線沿道地区 市道小串通り線沿道地区、
国道490号沿道地区

◇水と緑のシンボル景観を形成するゾーン

対象地区：真締川周辺地区

◇玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン（駅前ゾーン）

対象地区：JR宇部新川駅前地区

② 一般ゾーン

◇重点地区 ◇その他一般地区

対象地区：中央町三丁目地区、景観計画区域全域、琴芝地区、
宇部新川駅周辺地区、渡辺翁記念会館周辺地区

⑤ ガーデンシティうべ構想（平成 30 年 11 月）

本市が取り組んできた「緑と花と彫刻のまちづくり」を継承し、さらに持続的に発展させていくため、本市の緑・花・彫刻に対する将来のあるべき姿とそれを実現するための取り組みを明らかにし、他都市に誇れる魅力ある都市空間を創出する「ガーデンシティうべ構想」を策定

○景観形成の目標（P16）

「花と緑にあふれ、市民が輝き誇りをもち、
人々の暮らしを豊かにする持続可能なまちづくりを目指す」

○具体的な取り組み（P20）

① まちを育てる（P21）

市役所周辺などの拠点整備や、中心市街地を対象とした重点地区づくりなど、バラを中心に四季折々の花が咲く、ガーデンシティの基盤となる整備を市民と共に取り組みます

⑥ 宇部市バリアフリー化マスタープラン（令和 2 年 3 月）

市民、事業者、行政がバリアフリーについての考え方を共有し、バリアフリー化を促進することで、誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくりに取り組む計画

○基本理念

誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくり

○基本目標

①誰もが安全・快適に移動できる暮らしやすいまちの実現

②誰もがバリアフリー化に取り組む共生のまちの実現

○移動等円滑化促進地区の区域

地区の範囲は、宇部市立地適正化計画における「都市機能誘導区域（まちなかエリア）」および「居住誘導区域（暮らしの重点エリア）」に準ずる

⑦ 宇部市中心市街地活性化基本計画（令和 2 年 3 月）

宇部市中心市街地活性化基本計画は、計画的な市街地整備と併せ、にぎわい創出や商業などの活性化につながる民間主体の事業が促進できるように、積極的な取組を進めていくこととされています

○目指すべき中心市街地の都市像

「官民協働による 多世代がにぎわう 安心・快適・利便性の高いまちづくり」
～まちなかスマートシティの実現～

○目標を実現するための施策（P71）

◇重点地区の方針（市役所周辺地区）

公園や道路、歩行者空間の質的向上を図り、歩いて暮らせる良好な居住空間を創出する

◇中心市街地全体の施策

まちなかの公園や歩行空間に緑や花、彫刻が一体となった魅力ある空間づくりを行う

⑧ 国道190号（常盤通り）のウォークブル化

中心市街地のにぎわい創出のため、市役所本庁舎建替えや旧山口井筒屋宇部店跡地の利活用計画に合わせた面的な整備を行うことで、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、国道190号（通称：常盤通り）の歩道や副道の一部を活用したウォークブル化に取り組んでいます

○コンセプト

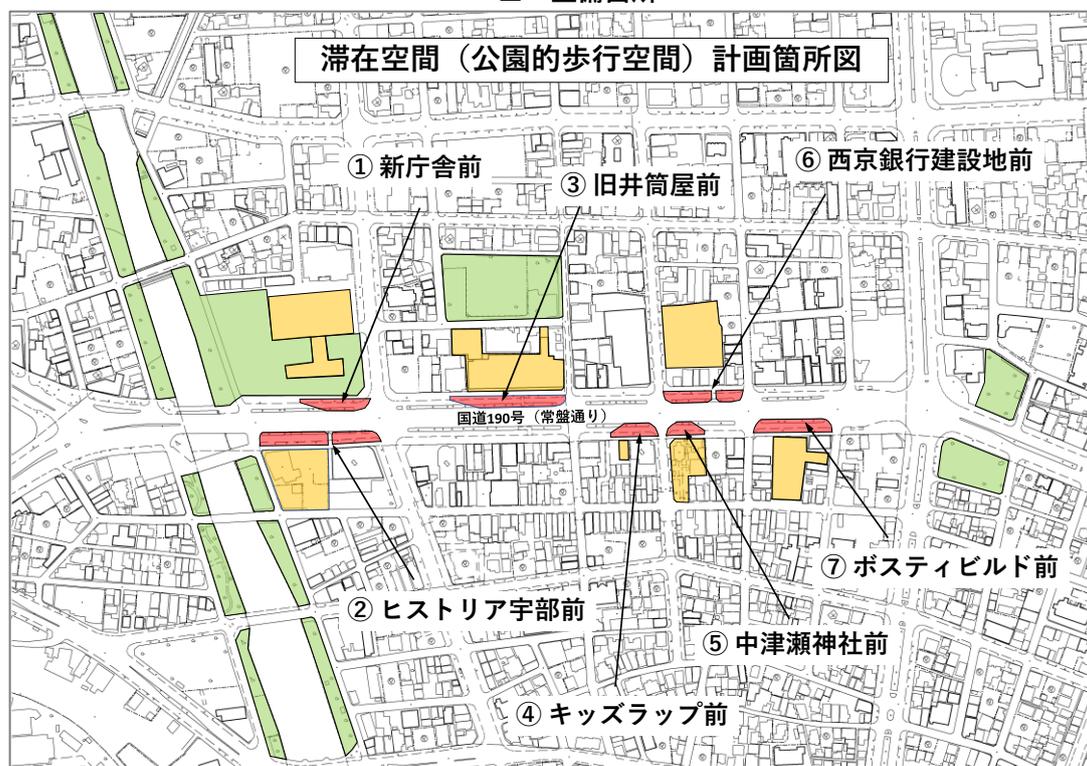
宇部に暮らす人や訪ねる人が、「ゆっくりできる場所」・「何も無い時でもふらっと立ち寄れる場所」でありながらも、自分自身が主役となり、「自由に使いながら自己表現ができ、やりたいことがかなう場所」、「自分達の活動がまちの風景となる場所」

○キャッチフレーズ

みんなが自由につかえる「ときわTerrace（通称：T-Terrace）」

○整備方針

■ 整備箇所



新庁舎前（①）のイメージ



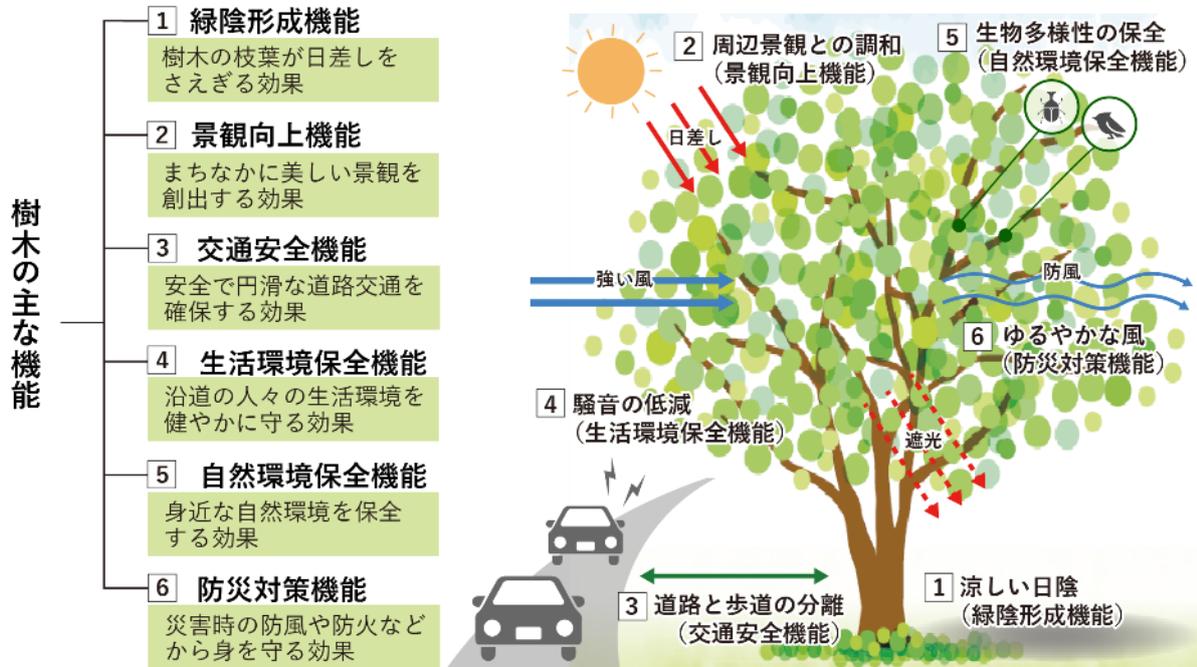
西京銀行建設地前（⑥）のイメージ

4 樹木の主な機能

樹木は緑陰形成機能や景観向上機能など、複数の機能を持っており、これらの機能が発揮されるよう努めることによって、潤いややすらぎのある環境をつくり出すことができます。

■ 街路樹の主な機能

主な機能のイメージ



資料：「道路植栽の設計・施行・維持管理」を基に作成